<住宅用家屋証明必要書類チェックリスト>

第41条(新築)	第41条(未使用取得)	第42条第1項(既存)
「登記事項証明書(全部事項証明書)」	「登記事項証明書(全部事項証明書)」、「登記済証」	「登記事項証明書(全部事項証明書)」
「登記情報提供サービス(照会番号・発行年月日)」	「登記情報提供サービス(照会番号・発行年月日)」	□ 「登記情報提供サービス(照会番号・発行年月日)」
「登記完了証(電子申請、申請情報あり)」	「登記完了証(電子申請、申請情報あり)」	
「登記完了証(申請情報なし)」及び「登記申請書(又は受領証)」	一	
「登記済証」(登記申請書に「登記済」の押印があるもの)	(移転登記)「登記原因証明情報」(又は「敷地権付区分建物」の保存登記)	
「確認済証及び検査済証」	「確認済証及び検査済証」	
MENDON FRANCE PATENTAL PROPERTY.	<取得年月日を確認できる書類>	<取得年月日を確認できる書類>
	□「登記原因証明情報」、「売買契約書」、「売渡証書」	「登記原因証明情報」、「売買契約書」、「売渡証書」
	「その他取得年月日が分かる書類」	「その他取得年月日が分かる書類」
	□「未使用証明」	(競売の場合)「代金納付期限通知書」
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		□「住民基本台帳又は住民票の写し」
〈以下、該当する場合〉		〈以下、該当する場合〉
【区分所有建物の場合】	【区分所有建物の場合】	【区分所有建物の場合】
【 E 2 7 17 17 17 12 17 17 27 27 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	【 12 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	「石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造」
「耐火構造又は準耐火構造であることが分かる書類」	- □ 「耐火構造又は準耐火構造であることが分かる書類」	「耐火構造又は準耐火構造であることが分かる書類」
「低層集合住宅に該当する旨の認定書」	「低層集合住宅に該当する旨の認定書」	【築年数要件(木20年超、耐火25年超)】
「協信来らはでに該当する自び応足書」   【特定認定長期優良住宅】又は【認定低炭素住宅】		
□ 「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」	- □ 「認定申請書の副本」及び「認定通知書の写し」	□「耐震基準適合証明書」、「住宅性能評価書」、「保険付保 証明書(既存住宅売買瑕疵担保責任保険)」※2年前
「応足中語者の副本」及の「応足通知者の事じ」		【特定増改築がされた家屋の場合】
	<del> </del>	▲ 付足 追以来がでれりこ
	l -	□ 「登記原因証明情報」、「売買契約書」、「売渡証書」 □ 「増み窓签エ東記四書・
	I .	□「増改築等工事証明書」
		<給水管等の改修工事を行った場合>
		「保険付保証明書(既存住宅売買瑕疵担保責任保険)」
【住宅以外部分(店舗、事務所、業務用倉庫等)】	【住宅以外部分(店舗、事務所、業務用倉庫等)】	【住宅以外部分(店舗,事務所,業務用倉庫等)】
「住居床面積(90%超)が分かる平面図等」	「住居床面積(90%超)が分かる平面図等」	「住居床面積(90%超)が分かる平面図等」
【抵当権設定登記】	【抵当権設定登記】	【抵当権設定登記】
□□「保証委託契約ならびに抵当権設定契約証書」		□「保証委託契約ならびに抵当権設定契約証書」
「金銭消費貸借契約書」、「債務保証契約書」等	「金銭消費貸借契約書」、「債務保証契約書」等	「金銭消費貸借契約書」、「債務保証契約書」等
※未入居の場合		
□ 未入居の申立書(原本)		
現住家屋の処分方法が決まっている場合	添付書類	
□□現住家屋を売却	現住家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類	
□□現住家屋を賃借	現住家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃借することを証する書類	
□□現住家屋が借家、社宅、寄宿舎、寮など	申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証、会社の証明、家主の証明、現住家屋の登記事項証明書等	
□ 現住家屋に申請者の親族が住む場合	親族の申立書(現住家屋が今後、申請者の居住の用に供されるものではないことを証する書類)	
現住家屋の処分方法未定の場合	添付書類	
□抵当権設定登記を急ぐ場合	保証委託契約ならびに抵当権設定契約証書、金銭消費貸借契約書	
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し等(当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等にかかるもの)	
□ やむを得ない事情(前住人未転出、本人や家族の病気等)	前住人と証明申請者又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある引	売買契約書の写し、治療期間が記載された医師の診断書の写し等